

第25号議案

文京区立図書館処務規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和8年3月24日

提出者 文京区教育委員会

教育長 丹羽 恵玲奈

文京区教育委員会規則第 号

文京区立図書館処務規則の一部を改正する規則

文京区立図書館処務規則（昭和六十三年二月文京区教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。  
第一条中「文京区立図書館設置条例」を「文京区立図書館条例」に改める。

第二条の表中 「サービス事業係

課務担当主査（施設整備担当）」を「課務担当主査」に改める。

第六条の表管理係の部五の項中「図書館電子計算組織」を「図書館システムの管理及び運用」に改め、同部七の項中「管理運営業務」を「施設の維持管理に係る業務」に改め、同表サービス事業係の部を次のように改める。  
課務担当主査

- 一 図書館サービスの企画及び調整に関すること。
- 二 図書館資料の館内及び館外利用に関すること。
- 三 図書館資料の収集（寄附を含む。）、整理及び保存に関すること。
- 四 参考資料の作成及び読書の指導案内に関すること。
- 五 読書会、講演会、研究会、鑑賞会及び映写会等の開催及び奨励に関すること。
- 六 障害者に対する図書館サービスに関すること。
- 七 ライブラリーパートナー及びボランティアに関すること。
- 八 区立小学校及び区立中学校の図書館運営の支援に関すること。
- 九 一から八までに係る指定管理図書館の事務執行の監理に関すること。
- 十 文京区子ども読書活動推進計画に関すること。

十一 館の評価に関すること。

十二 その他図書館サービスに関すること。

第七条第七号中「前各号に定めるもののほか」を「その他」に「昭和六十二年三月文教委規則第二号」を「昭和六十二年三月文京区教育委員会規則第二号」に改める。

第九条中「配布」を「配付」に、「平成十二年九月文京区教育委員会規則第二十三号」を「平成二十五年十二月文京区教育委員会規則第五号」に改める。

#### 付 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

文京区立図書館処務規則（昭和六十三年教育委員会規則第七号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>○文京区立図書館処務規則</p> <p style="text-align: right;">昭和六十三年二月十八日 文教委規則第七号</p> <p>東京都文京区立図書館処務規則（昭和三十七年八月文教委規則第三号）の全部を改正する。</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この規則は、<u>文京区立図書館条例</u>（昭和二十五年十月文京区条例第十三号）により設置された文京区立図書館（以下「館」という。）の組織等に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（係等の設置）</p> <p>第二条 真砂中央図書館（以下「中央館」という。）に次の係及び課務担当主査を置く。</p> <p>管理係</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>課務担当主査 _____</p> <p>第三条～第五条（略）</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第六条 中央館の係及び課務担当主査の所掌事務は、次のとおりとする。</p>	<p>○文京区立図書館処務規則</p> <p style="text-align: right;">昭和六十三年二月十八日 文教委規則第七号</p> <p>東京都文京区立図書館処務規則（昭和三十七年八月文教委規則第三号）の全部を改正する。</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この規則は、<u>文京区立図書館設置条例</u>（昭和二十五年十月文京区条例第十三号）により設置された文京区立図書館（以下「館」という。）の組織等に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（係等の設置）</p> <p>第二条 真砂中央図書館（以下「中央館」という。）に次の係及び課務担当主査を置く。</p> <p>管理係</p> <p><u>サービス事業係</u></p> <p>課務担当主査 <u>（施設整備担当）</u></p> <p>第三条～第五条（略）</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第六条 中央館の係及び課務担当主査の所掌事務は、次のとおりとする。</p>

管理係

一～四（略）

五 図書館システムの管理及び運用に関すること。

六（略）

七 指定管理者が管理する館（以下「指定管理図書館」という。）  
の施設の維持管理に係る業務の監理に関すること。

八～九（略）

課務担当主査

一 図書館サービスの企画及び調整に関すること。

二 図書館資料の館内及び館外利用に関すること。

三 図書館資料の収集（寄附を含む。）、整理及び保存に関するこ  
と。

四 参考資料の作成及び読書の指導案内に関すること。

五 読書会、講演会、研究会、鑑賞会及び映写会等の開催及び奨励  
に関すること。

六 障害者に対する図書館サービスに関すること。

七 ライブラリーパートナー及びボランティアに関すること。

八 区立小学校及び区立中学校の図書館運営の支援に関すること。

九 一から八までに係る指定管理図書館の事務執行の監理に関する

管理係

一～四（略）

五 図書館電子計算組織に関すること。

六（略）

七 指定管理者が管理する館（以下「指定管理図書館」という。）  
の管理運営業務の監理に関すること。

八～九（略）

サービス事業係

一 図書館資料の館内及び館外利用に関すること。

二 図書館資料の収集（寄附を含む。）、整理及び保存に関するこ  
と。

三 参考資料の作成及び読書の指導案内に関すること。

四 読書会、講演会、研究会、鑑賞会及び映写会等の開催及び奨励  
に関すること。

五 障害者に対する図書館サービスに関すること。

六 ライブラリーパートナー及びボランティアに関すること。

七 区立小学校及び区立中学校の図書館運営の支援に関すること。

八 前各号に係る指定管理図書館の事務執行の監理に関すること。

九 文京区子ども読書活動推進計画に関すること。

こと。

十 文京区子ども読書活動推進計画に関すること。

十一 館の評価に関すること。

十二 その他図書館サービスに関すること。

課務担当主査（略）

第七条 館長が決定できる事案は、おおむね次のとおりとする。

一から六まで（略）

七 その他文京区教育委員会事案決定規則（昭和六十二年三月文京区教育委員会規則第二号）別表中課長の決定権限とされている事案

（事案決定の臨時代行）

第八条（略）

2（略）

3 前二項の規定により決定を行つた者は、その事案について館長に報告しなければならない。

（文書の取扱い）

第九条 文書の収受、配付、処理その他文書の取扱いに関しては、文京区教育局行政情報管理規則（平成二十五年十二月文京区教育委員会規則第五号）の規定を準用する。

第十条及び第十一条（略）

付 則

十 館の評価に関すること。

十一 図書館サービスについての連絡調整に関すること。

十二 その他図書館サービスに関すること。

課務担当主査（略）

第七条 館長が決定できる事案は、おおむね次のとおりとする。

一から六まで（略）

七 前各号に定めるもののほか、文京区教育委員会事案決定規則（昭和六十二年三月文教委規則第二号）別表中課長の決定権限とされている事案

（事案決定の臨時代行）

第八条（略）

2（略）

3 前二項の規定により決定を行つた者は、その事案について館長に報告しなければならない。

（文書の取扱い）

第九条 文書の収受、配布、処理その他文書の取扱いに関しては、文京区教育局行政情報管理規則（平成十二年九月文京区教育委員会規則第二十三号）の規定を準用する。

第十条及び第十一条（略）

付 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(新設)